

# 延長保育申込にあたっての確認書（2025年度）

※以下の内容を確認の上、確認欄にチェック☑し、保護者氏名欄に署名又は記名押印をお願いします。

		確認欄
確認事項	1 延長保育は1歳児クラス(根津保育園は満1歳)からです。	<input type="checkbox"/>
	2 延長保育は週3日以上、 <b>就労により</b> 午後6時15分までにお迎えに来ることができない場合に対象となります。	<input type="checkbox"/>
	3 文京区外在住の方及び保育料の滞納がある方、就労要件ではない方は、延長保育の選考の対象になりません。	<input type="checkbox"/>
	4 保育料を滞納された場合、延長保育を解除いたします。	<input type="checkbox"/>
	5 月に12日以上利用がない方は、延長保育を辞退してください(感染症等、特別な事情がある場合を除く。)	<input type="checkbox"/>
	6 育児休業を取得する場合は、延長保育を辞退(利用停止)してください。辞退(利用停止)する月の末日までに幼児保育課に「延長保育・申込取下届」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	7 申請書の有効期限は申込みから当該年度1月までです。それまでに延長保育が利用出来ず、次年度以降も引き続き延長保育を希望する場合は、再度申込みが必要となります。	<input type="checkbox"/>
	8 保護者の仕事等の状況が変更になった場合、直ちに変更届、就労証明書等を提出してください。変更内容により再選考となった場合、継続利用できない場合があります。	<input type="checkbox"/>
入園・転園申込み者	9 延長保育が利用できない場合も入園・転園が決定されますので予めご了承ください。	<input type="checkbox"/>

延長保育申込みにあたり、本確認書1から9までの事項について確認しました。

日付：

保護者氏名：  
(署名または記名押印)